

三好市物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(平成18年三好市告示第10号)新旧対照表

改正前	改正後
<p>(入札に参加することができない者)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加することができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>破産者</u>で復権を得ない者</p> <p>(申請書の提出期間)</p> <p>第4条 前条の申請書は、<u>毎年2月1日から同年2月末日</u>までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(資格審査)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により申請書等の提出を受けたときは、次に掲げる次項について<u>審査する</u>。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の規定による<u>審査は</u>、前条ただし書の規定により申請書が提出された場合を除き、<u>毎年4月1日以後で当該年度最初の市発注物品納入業者選定日</u>までに行うものとする。</p> <p>(資格の有効期間)</p> <p>第6条 資格の有効期間は、前条第2項の規定により審査を行った日か</p>	<p>(入札に参加することができない者)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加することができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第32条第1項各号に掲げる者</u></p> <p>(申請書の提出期間)</p> <p>第4条 前条の申請書は、<u>平成28年2月1日から同年2月末日までを最初の期間とする隔年ごとの2月1日から同年2月末日</u>までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(資格審査)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により申請書等の提出を受けたときは、次に掲げる次項について<u>審査し、資格を認定する</u>。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の規定による<u>資格の認定は</u>、前条ただし書の規定により申請書が提出された場合を除き、<u>平成28年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日</u>に行うものとする。</p> <p>(資格の有効期間)</p> <p>第6条 資格の有効期間は、前条第2項に定める日から2年間とする。</p>

ら翌年における同項の規定による審査を行う日の前日までとする。

2 略

2 略